

# はじまります 市県民税申告・確定申告

申告期間：2月16日(月)～3月16日(月)

- 税の申告は、1年の所得の総決算です。申告義務のある人や所得税が還付される人は、早めに提出書類などを揃えて、期間内に申告を済ませてください。
- 市税務納税課では、令和8年度市県民税申告と令和7年分所得税および復興特別所得税に係る確定申告の相談を実施します。
- 申告期間中は、市税務納税課窓口での申告相談は受け付けませんのでご注意ください。ただし、作成済みの申告書の提出は受け付けます。



## 所得税の申告

### 次の人には、税務署で確定申告を

- 住宅借入金等特別控除（1年目）を受ける
  - 過年分（令和7年分以外）の確定申告をする
  - 総合譲渡の申告をする
  - 不動産、株式や先物取引などの譲渡所得がある
  - FX、暗号資産の申告をする
  - 退職所得の申告をする
  - 配当・株式譲渡の損益通算をする
  - 青色申告をする
  - 亡くなった人の申告をする
  - 分離や損失の申告をする
  - 外国税額控除や雑損控除を受ける
  - 令和8年1月1日現在、野洲市に住民登録がない
  - 消費税、相続税や贈与税の申告をする
- ※確定申告を行う際は、寄附金控除でワンストップ特例制度を選択した場合でも受領証明書が必要です。

上記に当てはまる人は、市の会場では申告できません。

その他、相談内容が複雑なものは、税務署での申告をお願いします。

### 確定申告は、「e-Tax(電子申告)」で提出を

マイナンバーカードをお持ちの方は、スマホによるe-Taxでの確定申告が便利です。



- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカード読み取り対応のスマホ
- ③署名用電子証明書の6～16文字のパスワード
- ④利用者証明用電子証明書の数字4桁のパスワード

以上4点を準備した上で、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）にアクセスしてください。

ご自身のスマホでスムーズに確定申告書の作成ができます。

申告書や手引き等が必要な場合は、国税庁ホームページからのダウンロードをお願いします。



確定申告書等作成コーナー



## 草津税務署からのお知らせ



### 令和7年分確定申告の申告受け付け

2月16日(月) ～ 3月16日(月) ※平日のみ	午前8時30分～午後4時 (相談開始は午前9時から)
	キラリエ草津 (市民総合交流センター1階) 草津市大路2丁目1-35

### 注意事項

- 上記期間は草津税務署内では確定申告書作成会場は開設していません。
- 作成済みの申告書等の提出は郵送または草津税務署の窓口へお越しください。
- 確定申告相談会場および草津税務署には専用の駐車場・駐輪場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- 混雑状況によっては予定より早く相談受け付けを終了する場合があります。
- ボールペンや計算器具等を持参してください。
- 確定申告書作成会場に関して、キラリエ草津への問い合わせはご遠慮ください。

### 会場への入場には「事前予約」をお願いします。

確定申告会場での相談を希望される方は、「国税庁e-TAX公式アカウント」からオンライン事前予約の手続きをお願いします。

確定申告会場において当日受付も行っておりますが、当日の相談枠には限りがございます。



### 日曜日の申告・相談

大津・草津税務署の合同申告書作成会場を開設します。会場専用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

日 時…3月1日(日) 午前8時30分～午後4時  
(相談開始は午前9時から)

場 所…大津税務署

(草津税務署では会場を設けていません。)

- 混雑状況によっては予定より早く相談受け付けを終了する場合があります。

次の日程で確定申告（還付申告）の相談受け付けを行いますので、ご利用ください。

**年金所得者、給与所得者および  
住宅ローン控除を新たに受ける人の還付申告**

2月10日(火)	午前9時30分～正午、 午後1時～3時30分 (受付／午前9時30分～ 11時30分、午後1時～3時)	コミセンきたの (1階大ホール)
----------	--	---------------------

詳細は「広報やす」1月号をご覧ください。

- 所得税の還付申告は、2月16日(月)以前でも申告できます。

問い合わせ…草津税務署 個人課税部門  
(〒525-8510 草津市大路2-3-45)  
☎562-1315 (代表・自動音声案内)

**市主催の申告相談日程**

実施日	指定対象地域		会場
2月16日(月)	大篠原(成橋出町・街道・東町・西町)、小堤、長島、入町		総合防災センター2階研修室
2月17日(火)	高木、小南、篠原駅前		
2月18日(水)	中北、北、上屋、新上屋、辻町、野洲の里、見星寺オレンジタウン、富波東、上永原		
2月19日(木)	上町、下町、江部		
2月20日(金)	富波湖州平、第二湖州平、富士美台、野洲平、デイタウン野洲、富波甲、富波野、富波松陽台、富波乙		
2月24日(火)	久野部、久野部東、竹生、五之里、アルティプラザ野洲、ヴィルヌーブ野洲、竹ヶ丘		
2月25日(水)	五反田、山田、繩手、樋ノ尻、稻辻、富波南、みすいでん	午前中のみ実施	
2月26日(木)	近江富士第一～第七区		
2月27日(金)	三上(山出、東林寺、前田、小中小路、大中小路)、七間場、妙光寺、北桜、南櫻		
3月2日(月)	万葉台、桜生、和田、青葉台、駅前北		
3月3日(火)	市三宅、野洲(西町第1・第2、中町、東町)		
3月4日(水)	小篠原東部、小篠原西部第一・第二		
3月5日(木)	四ツ家、大畑、行畑(行合、古里、新中畑、中畑)		
3月6日(金)	駅前、駅前東、レオ、レックス、グラン・ブルー、エスリード野洲第二、シャリエ野洲	午前中のみ実施	コミセンひょうづ 2階研修室
3月9日(月)	須原、下堤、井口、六条、吉川、菖蒲		
3月10日(火)	野田、五条、安治、堤		
3月11日(水)	乙窪、錦の里、西河原、八夫		
3月12日(木)	吉地、比留田		
3月13日(金)	比江、小比江、北比江、木部、虫生 午後3時30分以降、市内全地区対象	午後6時まで 延長	
3月16日(月)	市内全地区対象		

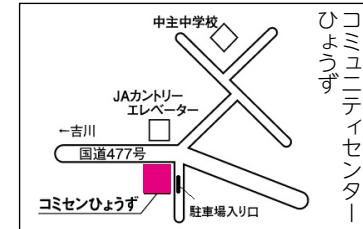
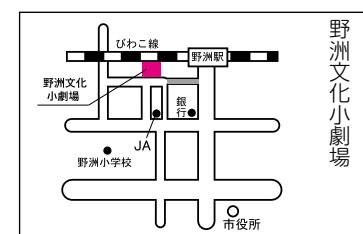
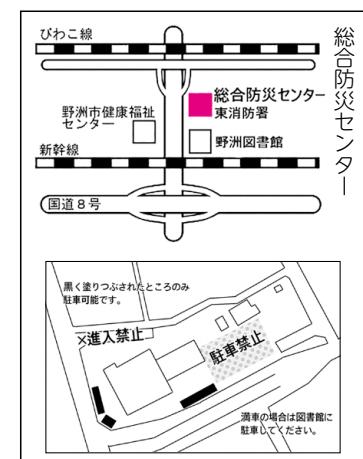
★各会場初日および午前の部は混み合います。特に全体初日の2月16日(月)は大変混み合います。申告は、いずれの会場でも受け付けますが、混雑や待ち時間の短縮のため、対象地域でのご来場にご協力ください。

★午前中に受け付けをした場合でも、混雑状況により午後からの相談となる場合があります。

★上記日程に合わない場合や、所得税の確定申告対象者で早めに申告する場合は、草津税務署で申告してください。

※郵送・インターネットでの提出もできます。

**申告会場図**



**受付時間**

午前	9時～正午
午後	1時～3時

※2月25日(水)および3月6日(金)は、受付時間が午前中のみとなります。また、3月13日(金)は、受け付け時間を午後6時まで延長します。



**来場時の  
注意事項**

各会場とも午前8時30分  
以前の来場はできません。

# 申告書の提出が必要な人

下記のフローチャートに沿って、申告書を提出する必要があるかどうか確認してください。

※フローチャートは一般的な例を示しているため、ご自身の状況によって変わる場合があります。

スタート

令和8年1月1日現在、  
野洲市に住所が  
ありましたか？

はい

令和7年中にどのような収入がありましたか？

令和8年1月1日居住の市区町村に  
お問い合わせください。

主に給与収入

- 年末調整済の給与（1ヵ所）のみである

申告不要

- 年末調整済の給与の他に20万円以下の所得がある

市県民税申告

※1

- 給与収入が2,000万円を超える
- 2ヵ所以上からの給与がある
- 給与以外の所得が20万円を超える
- 年末調整をしていない

確定申告

※2

主に年金収入

- 収入が年金のみで、年金収入金額の合計が400万円以下である

申告不要

※1

- 年金収入の他に20万円以下の所得がある

市県民税申告

※1

- 年金収入が400万円を超える
- 年金収入以外の所得が20万円を超える

確定申告

※2

主に  
得・宮等  
業の渡・  
不一動  
時產  
…

- 「所得の合計額」より「所得税の所得控除の合計額」の方が多い（所得税が課税されない）

市県民税申告

※1

- 「所得の合計額」より「所得税の所得控除の合計額」の方が少ない（所得税が課税される）

確定申告

※2

非課税収入  
はなし  
(※)のみ

※遺族年金・障害年金・失業保険など

所得のない人は申告の義務はありません。  
ただし、所得・税金に関する証明書を取得する場合や、医療・福祉サービスや国民健康保険税の算定、軽減判定を受ける場合は、収入0として市県民税申告をしていただく必要があります。



※1 所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

※2 確定申告をした人は市県民税申告は不要です。

☆所得税の還付を受ける人や各種控除の適用を受けようとする人は、フローチャートに関わらず確定申告もしくは市県民税申告が必要です。

☆市県民税申告の結果、確定申告が必要となる場合があります。（所得税がある場合など）

## 市県民税（個人住民税）は6月に決定します

確定申告書、市県民税申告書や給与支払報告書などをもとに、市県民税（個人住民税）の税額を決定し、通知します。（非課税の場合は除く）

令和8年度（令和7年分）における所得（課税）証明書は、6月以降の発行になります。

## 市の申告相談に来られる場合は、スムーズな進行のためご協力をお願いします

- ◎申告会場は各会場とも午前8時30分以前の来場はできませんので、ご注意ください。
- ◎各会場初日および午前の部は混み合います。特に全体初日の2月16日（月）は大変混み合いますので、混雑を避けるため対象地域でのご来場にご協力ください。
- ◎筆記用具、電卓等は各自で持参してください。
- ◎会場でお渡しする申告書、収支内訳書等の控えは再発行できませんので、大切に保管してください。

## 申告に必要な主な書類

### ①「確定申告のお知らせ」はがき

☆草津税務署から送付されている人は持参してください。

### ②マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードや通知カードなど）と本人確認ができるもの（運転免許証など）

スマホで行う申告に係るご相談は税務署までお問い合わせください。（市では受け付けできません。）

### ③源泉徴収票や支払調書

### ④収支内訳書

☆営業所得、農業所得、不動産所得等がある人は、収入や必要経費などを各自で集計し、必ず事前に記入しておいてください。

### ⑤「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」、おむつ使用証明書等

☆医療費控除を申告する人は、令和7年中に支払った医療費に係る明細書

☆おむつ購入費について、医療費控除を受ける場合は、おむつ使用証明書

※申告相談前までに支払医療費等の合計金額をあらかじめ計算し、明細書を作成しておいてください。

### ⑥障害者手帳、療育手帳等

☆障害者控除を申告する人は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳や市が発行する障害者控除対象者認定書等

### ⑦各種領収証書、支払証明書等

☆生命保険や地震保険等については、支払額控除証明書

☆国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等は、領収証書または支払証明書

## 市県民税の申告のみ、事前に申告相談を実施します

市県民税申告書の提出が必要な人（フローチャート参照）は、必要な書類を持参のうえご利用ください。

### ◎確定申告の相談や提出等は受け付けませんので、ご注意ください。

日 時…2月2日（月）～6日（金）

土曜・日曜日、祝日は除く

時 間…午前9時～正午、午後1時～5時

場 所…野洲市役所西別館2階 会議室

◎令和7年1月から税務署による申告書等の控えへの受付印の押なつがなくなりました。申告書等の正本のみを提出していただき、提出年月日はご自身で記録・管理をお願いします。

※個人住民税の税制改正については市ホームページをご覧ください。<https://www.city.yasu.lg.jp/soshiki/zaimu/zaisei/jyumin/index.html>

☆寄附金控除を受ける人は、寄附先から発行される寄附金受領証明書（領収書）

ふるさと納税の場合は、特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」でもよいこととされています。（令和3年分申告から）

※国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるには、日本年金機構が発行する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」か「領収証書」の添付または提示が必要です。

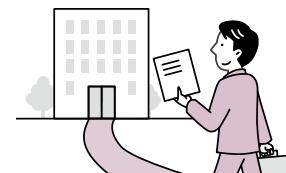
なお、2年分の国民年金保険料を前納することができることから、納めた年に全額控除を行う方法か、各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法かを選択できます。

市役所では、証明書の発行および支払金額の確認はできませんのでご注意ください。

★控除証明書の再発行等…日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004（050から始まる電話の人は、☎03-6630-2525へおかけください。）

### ⑧所得税の還付申告をする人は、振込口座がわかるもの（本人名義に限る）

☆所得税を納める場合で口座振替を希望する人は、同口座の届出印が併せて必要です。



問い合わせ…税務納税課 ☎587-6040、FAX587-2439